

いじめ防止等の対策に関する基本方針 (いじめ防止対策基本方針)

福島市立佐原小学校

1 法的根拠

いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）（文部科学省）より

(学校いじめ防止基本方針)

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

2 目 的

- (1) いじめは子どもの人権や生命を脅かす、決してあってはならない行為であることを児童に認識させ、他者を思いやり大切にする気持ちを育てる。
- (2) いじめの未然防止について組織的に取り組み、いじめの早期発見・早期対応・早期解決にあたり、すべての児童が安心して学校生活を送ることができるようにする。

3 いじめ問題に関する基本的認識

- (1) 「弱いものをいじめることは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもつこと。
- (2) 「いじめること」「いじめられること」は、どの子にも起こりうる問題であることを認識すること。
- (3) いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと。
- (4) いじめは家庭教育のあり方に大きな関わりを有していること。
- (5) いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導のあり方が問われる問題であること。
- (6) いじめは担任一人で解決できるものではなく、全校体制で取り組む必要があること。
- (7) 家庭・学校・地域社会などの全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組む必要があること。

4 組 織 いじめ防止対策委員会（主宰：校長，全教職員参加）

5 主な取組

- (1) いじめの早期発見・早期対応
 - ① 児童の小さな変化も見逃さずに対応にあたることができるよう、教職員同士での日頃の情報交換を密にする。
 - ② 「児童アンケート」や「いじめ防止のためのチェックリスト」を活用し、児童の不安や悩みを的確に捉えるとともに、実状に応じて個人面談を実施する。
 - ③ いじめが発見された場合はいじめ対策委員会を開催する。その中で、いじめの実態を確認し、今後の組織的な対応についての方針や具体的な手立て、役割分担を協議するとともに

に、定期的な情報交換等により、対応の状況や見直し等について協議する。

ア 保護者、地域との連携

- ・ 保護者との情報交換を行うとともに、対応についての共通理解及び、連携・協力によりその解決を図る。
- ・ 地域住民（地域の敬老の方、佐原っ子お助け隊、学習ボランティアなど）からの情報提供や、協力要請によって、地域ぐるみでいじめの解決にあたる。

イ 関係機関等との連携・協力

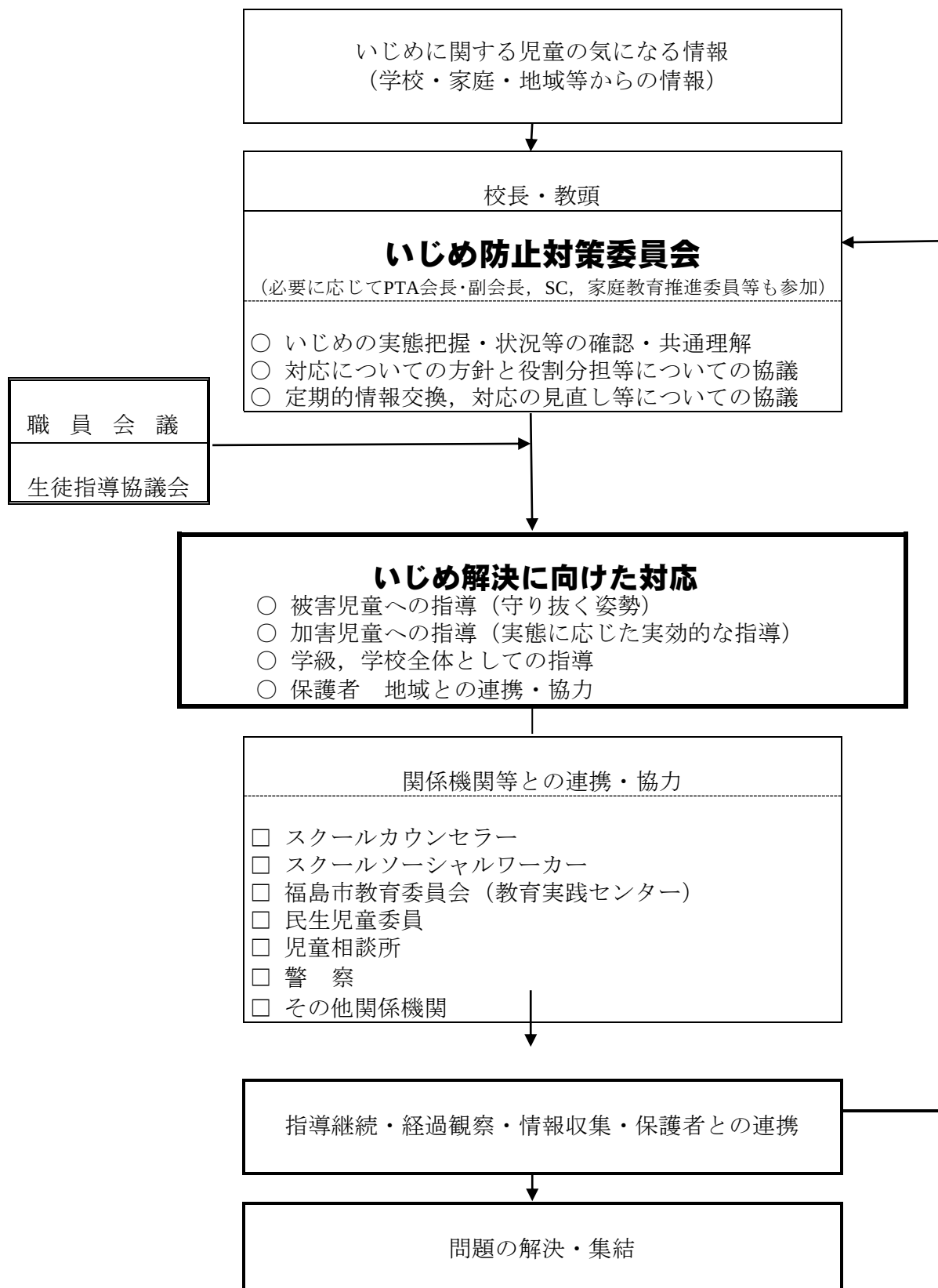
- ・ 必要に応じて関係機関等へ連携・協力を求め、解決につなげる。
【スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー 民生児童委員
教育委員会（市教育実践センター） 児童相談所 警察など】

- ④ 保護者との信頼関係を普段から築き上げ、児童の様子について情報を交換し合うとともに、「子どもを地域で育てる」という地域住民の願いを生かし、学校の様子を地域全体に発信して子どもたちを見守ってもらう体制を整える。
- ⑤ いじめを受けている場合は、家族や担任、友達に相談することが解決の第一歩であることを指導し、教育相談体制の整備を図る。
- ⑥ いじめを見たり聞いたりした場合には、すぐに担任に報告することが大切であることを指導し、いじめが長期化しないよう、学級に正義感を浸透させていく。
- ⑦ いじめのあった児童の交友関係に一層の注意を払い、座席やグルーピングなどに配慮し、いじめを継続させない弾力的な対応を行う。

(2) 児童理解に基づく適切な教育指導

- ① 学校教育全体を通して、互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成し、友情の尊さや信頼の醸成、生きることのすばらしさや喜びなどについて適切に指導する。これらについては、特に道德教育を通して指導の充実を図る。
 - ・ 道德の時間の指導の充実（生命尊重 思いやり親切）
 - ・ 縦割り活動の充実（佐原タイム 元気わくわく 縦割り活動 等）
 - ・ 体験活動の充実（総合的な学習の時間 生活科）
 - ・ 自然体験活動（森林環境教育）
- ② 決していじめを許さない学級経営を進め、児童一人一人に寄り添った心の通い合う指導を行う。
 - ・ わかる授業の展開
 - ・ 学級活動の充実
 - ・ 担任と児童との信頼関係の構築
- ③ 児童のよさを認め励ますとともに、学級や学校における役割に対しての満足感や充実感を持たせ自己肯定感を高める。
 - ・ 特別活動の充実（学校行事 クラブ活動 委員会活動 学級の係や当番活動 等）
 - ・ 縦割り活動の充実（佐原タイム 元気わくわく 縦割り活動 等）
 - ・ シルバータロウ賞による善行紹介
- ④ 実践的な研修を行い、いじめ問題についての共通理解や指導力の向上を図る。

6 いじめ発生時の組織的対応図



※ 「いじめの定義」 いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）より
 第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。